



---

# ペット流通種の譲渡し等規制に係る適正化について

---

令和8年4月24日

環境省自然環境局野生生物課

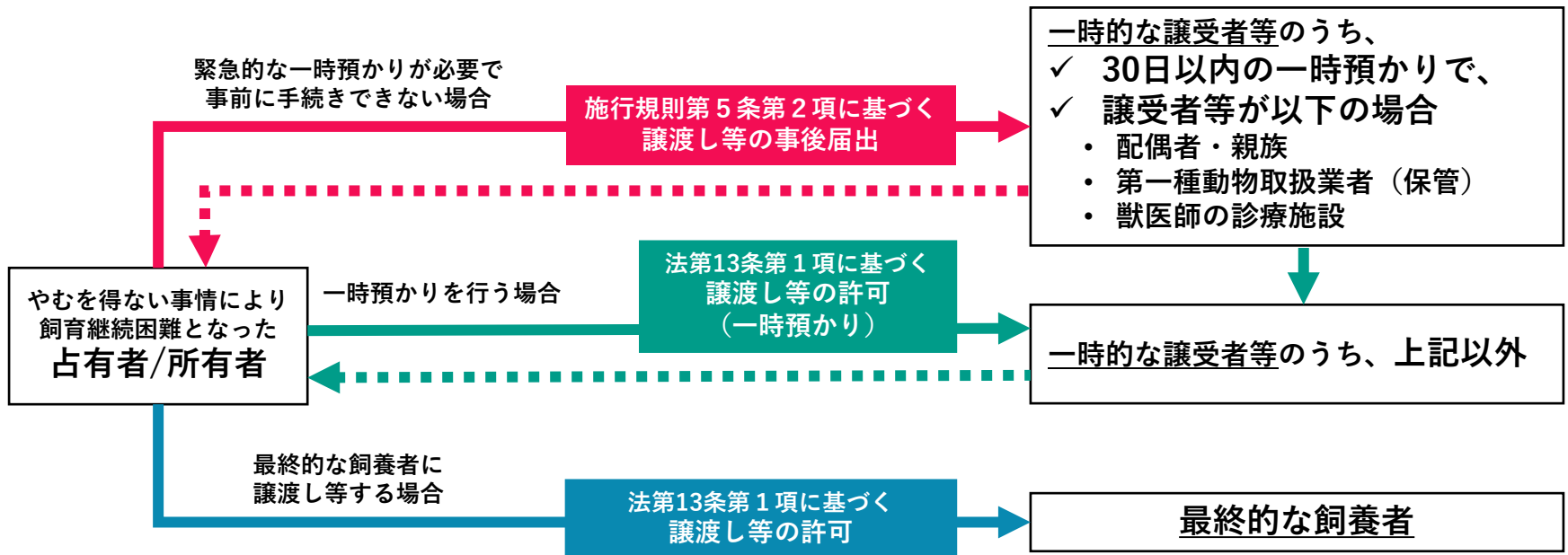


# 許可等の手続きに係る見直し案

- 死亡、重病、長期入院、要介護化、高齢による飼養不能、破産、生活保護等のやむを得ない事情により飼養継続が困難となった希少野生動植物種の個体の譲渡し等については、許可の目的や条件等を整理し、既存の許可制度の運用改善により対応する。
- その際、急病、死亡直後などに生じる緊急的な一時預かりについては、譲受者又は引受者の範囲を限定し、事後の事実把握を可能とする省令において、事後届出規定を設け、対応する。

## 希少野生動植物種の個体をやむを得ない事情で譲渡し等せざるを得ない場合の手続きルート案模式図

→事後届出 →許可（一時預かり） →許可（最終的な飼養者への譲渡し等） ※点線は実線と一体の行為として処理し、個別の手続は不要とする



- 最終的な飼養者への譲渡し等は、既存の法第13条許可の運用改善で対応する。
- 緊急的一時預かりは、譲受者等が配偶者・親族、第一種動物取扱業（保管）、動物病院であり、かつ30日以内の一時的な受入れに限って事後届出による対応とする。
- それ以外の一時預かりや、その後の最終移転、30日を超える一時預かりは、法第13条許可で対応する。

# やむを得ない事情による譲渡し等の許可について

## □ 何が対象か

- 死亡、重病、長期入院、要介護化、高齢による飼養不能、破産、生活保護等の**客観的事項に限定**し、高齢は心身機能低下や支援者不在等により、現に又は近く飼養継続が困難となる場合に限る。

## □ どのように審査するか

### 【譲受人又は引取人の範囲】

- 譲受人又は引取人は**法人に限らず個人も対象とする**が、その適格性について、環境省が目的適合性と適切管理可能性を個別審査する。
- 親族やNPO法人等が一旦受け入れた後に最終移転する場合も対象となり得る。

### 【許可の条件・審査の視点】

- 事情を示す客観資料、取得経緯、相手方情報、飼養場所、管理可能性を確認する。
  - **営利目的は認めず**、有償でも実費弁償の範囲を基本とし誓約書等で確認することも検討。
- ※一時預かりから最終的な飼養者へ譲渡し等する場合は、前段階の許可・届出内容と必要性を追加で確認する。

## □ 何のために許可するか／許可後どう管理するか

### 【許可をする際の目的の整理】

- やむを得ない事情により現飼養者による継続飼養が困難となった個体について、**適正な管理能力を有する者への限定的な譲渡し等を認めることは、当該個体の違法流通への流入を防止し、人の管理下に置かれる個体を適切に取り扱うという種の保存法上の流通管理目的の達成に資する**ものであり、「その他希少野生動植物種の保存に資すると認められる目的（施行規則第6条）」に含まれる。

### 【飼養終了時の報告について】

- 本許可で譲渡し等した個体については、法第13条第4項で準用する法第10条第4項に基づく許可条件を付し、**死亡、逸失又は飼養終了時の報告を求める**。
- これにより、**やむを得ない事情で譲渡し等された個体の出口を把握し、制度の悪用防止を図る**。

## □ 事後届出規定の考え方

- 急病、事故、入院、死亡直後等に事前許可を求めるのは現実的でなく、無許可の譲渡し等や所在不明化を招き得る。
- このため、緊急的な一時預かりは、**施行規則第5条に事後届出の規定を追加等して対応(※)**する。

※具体的には、**施行規則第5条第2項に新たな適用除外号を追加し**、第4項で受入時届出、第5項で終了時届出を設ける構成を想定。

## □ どのような場合が対象か

### 【対象とする事由】

- 急病、急な入院、飼い主の死亡等、事前に手続きが困難な「**緊急性**」があり、かつ「**やむを得ない事情**」に限定し、飼い主等に戻すことを前提とした**一時預かりの譲渡し等に限る**。

### 【譲受人又は引取人の範囲】

- 本規定の不正利用を防ぐため、**譲受人又は引取人の範囲は客観的に把握可能で、適切な個体の管理が可能な主体に限定する**。
- 具体的には、家族・親族、第一種動物取扱業（保管）に該当する主体、動物病院等を想定(※)する。

※知人の一時預かりは適用除外の対象とはせず、必要な場合は（1）の許可ルートで対応する。

## □ どのように把握するか

- **一時預かりの期間上限は30日以内**とし、恒常的な飼養のための譲渡し等には適用しない。
- **一時預かり時の届出を14日以内に求める**ことで所在を早期に把握するとともに、**終了時届出を30日以内に求める**ことで、返還、最終移転、死亡、逸失等の出口を把握する。これにより、不正の防止や早期発見を図る。
- 30日を超えて一時預かりする場合、法第13条によるやむを得ない事情による許可申請を求める。

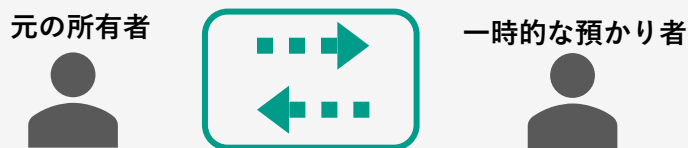
# (参考) やむを得ない事情による譲渡し等の許可等の手続きルート例

## 【ルート例】

① 一時的な預かりの場合



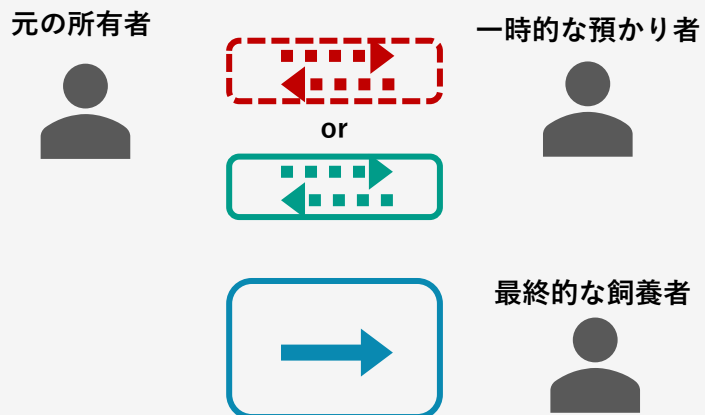
① 事後届出で一時預かりしたが、30日を超えそうな場合



② 最終的な飼養者に直接譲渡し等する場合

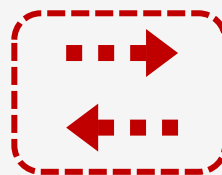


③ 一時的な預かりを挟んで最終的な飼養者に譲渡し等する場合

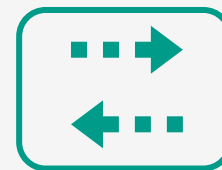


一度元の所有者へ返却してから最終的な飼養者への譲渡し等の許可を行う。

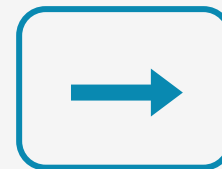
## 【凡例】



やむを得ない事情による一時預かりに係る事後届出。  
**緊急的な占有の移転を想定。**



やむを得ない事情による一時預かりに係る許可。  
**計画的な占有の移転を想定。**  
譲渡し等の許可の際に条件として返却する旨記載することを検討。



やむを得ない事情による譲渡し等の許可。  
**所有権及び占有の移転を想定。**

## 【備考】

※事後届出の条件に当てはまらない場合、緊急的であっても許可手続きが必要

※所有者が書類作成等できない場合は代理での書類作成を認める。

※元の所有者が逝去した場合は相続人へ返却することを想定。